

議 事 録 抄 本

令和 4 年 6 月

福崎町農業委員会

令和4年6月農業委員会議事録抄本

日時：6月21日(火) 14:55～15:45

場所：福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・17名

農業委員

| | | | | |
|----------|----------|----------|----------|-----------|
| 1番 上阪 英仁 | 2番 加瀬澤智昭 | 3番 宮川 積 | 4番 松岡 忠幸 | 5番 城谷 憲敬 |
| 6番 三木 勝博 | 7番 上延 英一 | 8番 牛尾 敏博 | 9番 松本 廣幸 | 10番 松岡 隆子 |
| 副会長 松岡繁克 | 会長 上田 隆敏 | - | - | - |

農地利用最適化推進委員

| | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| 11番 吉高 平記 | 12番 藤岡 資芳 | 13番 鍛示 幸弘 | 14番 後藤 正二 | |
| 16番 高橋 清正 | - | - | - | - |

事務局 吉田課長、中塚事務局長、豊國主査、多田

【欠席者】・・・田中 初美 推進委員

【現地調査委員】

| | |
|----------|-----------|
| 会長 上田 隆敏 | 副会長 松岡 繁克 |
| 9番 松本 廣幸 | 16番 高橋 清正 |

【署名人】

| | |
|----------|----------|
| 6番 三木 勝博 | 7番 上延 英一 |
|----------|----------|

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会 6 月定例会を開催します。

本日の欠席委員はありません。推進委員の欠席は田中推進委員です。農業委員会等に関する法律第 27 条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

さて、議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一 同 <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

| | |
|----------|----------|
| 6番 三木 勝博 | 7番 上延 英一 |
|----------|----------|

委員にお願いします。本日は、4 月に保留した議案第 2 号及び議案第 9 号から議案第 14 号に至る計 7 議案、報告事項 5 件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 【議案朗読及び説明】

<案件>

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について (保留分)
(知事許可) 1 件

議案第 9 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明) 1 件

議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可) 1 件

議案第 11 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について
(知事許可) 2 件

議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(知事許可) 1 件

議案第 13 号 農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について
(知事許可) 1 件

議案第 14 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地等の所有権移転届出について
(委員会受理) 1 件

| | | |
|-------|------------------------------------|----|
| 報告第1号 | 公共事業の施行に伴う一時転用届出について | 1件 |
| 報告第2号 | 認定電気通信事業者による通信施設の敷地に供するための権利設定について | 2件 |
| 報告第3号 | 農地使用貸借の合意解約通知について | 2件 |
| 報告第4号 | 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について | 7件 |
| 報告第5号 | 農地法第6条に基づく報告書の確認について | 2件 |

(事務局担当) 令和4年6月議案説明

議案第2号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(保留分) (知事許可) 1件

2番: 資料1ページ・2ページをご覧ください。申請地は、旧福田公民館の北西約310mにあります。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この申請は、売買により露天資材置場及び露天駐車場に転用するものです。4月の委員会に申請が上がっておりましたが、所有者の〇〇さん死亡により審議保留としておりました。この度相続が完了したため審議を行います。地籍図をご覧下さい。今回の申請地の南にある■■■■、■■■■、■■■■、■■■■は過去に露天資材置き場として転用がされています。〇〇は町内にいくつか駐車場、資材置場を所有しておりますが、慢性的に足りていない状況であり、既存の資材置場を広げる計画をしていたところ、周辺の土地所有者の協力を得ることができたとのことで、今回の話がまとまりました。

面積・資金等も妥当で、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

議案第9号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明) 1件

1番: 資料3ページ・4ページをご覧ください。願出地は大門公民館より東約120mにあります。地籍図・写真を併せてご覧下さい。写真をご覧いただくと、住宅用敷地として利用されていることが確認できます。この願出は、親類が家を建てるために土地を調査しているなかで、今回の願出地が農地であることがわかったとのことで、申請に至っております。

この願出地については、平成13年の航空写真にて住宅用敷地として利用されていることを確認しました。20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、

非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可) 1 件

8 番：資料 5 ページから 8 ページをご覧ください。申請地は、△△は板坂の応聖寺から西へ約 180m のところに、△△は福伸電気(株) 田口工場の南約 120m にあります。この申請は贈与による所有権移転です。譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんは兄弟であり、申請地は現在も〇〇さんが耕作しているとのことです。受け人は、〇〇の代表で、トラクターや耕運機等も所有しており、農業経験も 30 年以上あります。

取得後のすべての農地を利用すること、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

議案第 11 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について

(知事許可) 2 件

1 番：資料 9 ページ・10 ページをご覧ください。申請地は山崎公民館の北東約 60m にあります。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この申請は、申請人の〇〇さんが自己所有地を旧小國家の来訪者用の露天駐車場とするものです。旧小國家には古民家レストランやパン屋などの店舗が複数入っており、現在の駐車場が満車のときは公民館の前に駐車する方もいるため、新たな露天駐車場が必要になったとのことです。

周辺は農地がなく、計画・資金も妥当で、農地法第 4 条の許可要件は満たすものと考えます。

2 番：資料 11 ページ・12 ページをご覧ください。申請地は旧 JA 兵庫西八千種支店から北へ約 200m のところにあります。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この申請は、所有者の〇〇さんが自己所有地を露天駐車場とするものです。〇〇さんは姫路にお住まいですが、実家が申請地の東隣にあり、実家に帰るときに駐車場が少なく困っていたため、露天駐車場へ転用します。

周辺の農地への支障も少なく、計画・資金も妥当で、農地法第 4 条の許可要件は満たすものと考えます。

議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可) 1 件

4 番：資料 13 ページ・14 ページをご覧ください。申請地は、三木宍粟線沿いで大野鉄工所の西側にあります。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この申請は、売買により露天駐車場へ転用するものです。受け人の〇〇さんは生コムの輸送を行う会社を経営しており、現在は申請地の東隣の [] を使用しています。現在使

用している場所の立ち退きを求められたため今回の申請地が候補にあがったとのことです。渡し人の黒田しげみさんは、交通量が多い道沿いで、農地の管理に困っていたとのことで、承諾し、今回の申請に至っています。

面積・資金等も妥当で、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

議案第13号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について (知事許可) 1件

5番：資料15ページ・16ページをご覧ください。申請地は、大門公民館から東へ約200mのところにあります。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この申請は、使用貸借権の設定によるものです。借受人の〇〇さんと貸出人の〇〇さんは親子であり、実家の近くに家を建てたいという希望のもと今回の申請地が候補にあがったとのことです。一部既存住宅敷地として造成されているところがあり、始末書が出ています。

面積・資金等も妥当で、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

議案第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出について (委員会受理) 1件

2番：資料17ページ・18ページをご覧ください。届出地は、丸亀製麺福崎店の西に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この届出は、先月の議案にあげており、書類がそろっておらず取下げが出ていたものです。書類がそろい再度届出されました。売買によるもので、受け人の〇〇さんが美容院を建てる計画で話がまとまりました。

市街化区域であり、届出内容も問題ないことから、農地法第5条の届出の受理要件は満たすと考えます。

続きまして、報告事項であります。

報告第1号 公共事業の施行に伴う一時転用届出について

1番：この届出は、一時転用の期間を変更するものです。期間は令和4年5月31日から令和4年7月29日までの延長します。

報告第2号 認定電気通信事業者による通信用施設の敷地に供するための権利設定について

この届出につきましては、認定電気通信事業者である〇〇)が、福崎町高岡地区内と東田原地内に、携帯電話基地局を新設するためのものです。空中線系という簡易な施設の設置にあたりまして県との事前協議も不要で農業委員会宛てに届出のみの提出となっています。

報告第3号 農地使用貸借の合意解約通知について

10 ページをお開きください。使用貸借の合意解約通知が2件出たことを報告します。

報告第4号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

11 ページをお開きください。都市計画法第29条による『都市計画法施行規則第60条証明』のための営農証明1件、その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を2件、耕作面積証明書を4件、計7件を発行したことを報告します。

報告第5号 農地法第6条に基づく報告書の確認について

修正があります。2番農事組合法人鍛冶屋営農組合の法人形態の欄は農事組合法人です。株式会社から農事組合法人へ修正してください。

農事組合法人 鍛冶屋営農組合から令和4年5月10日付けで、株式会社八千種営農から令和4年5月19日付で事業状況等の報告書が提出され、それにより、それぞれ農地所有適格法人要件確認書を作成し、状況を把握したことを報告します。

説明は以上となります。

(議長) 議案第2号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(保留分)(知事許可) 1件について現地調査済ですので報告願います。

(松本委員) 2番:申請地は、旧福田公民館の北西約310mにあります。

現地では、草刈等もきちんとされており、管理されていることを確認しました。事務局説明のとおり、〇〇が露天駐車場及び資材置き場として利用するものです。

現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第2号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(保留分)(知事許可) 1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、次に、議案第9号 農地法第2条第1項に規定する農地に

該当しないことの証明願承認(委員会証明) 1件について現地調査済ですので報告願います。

(松本委員) 1番: 願出地は大門公民館より東約120mにあります。

現地では、家も以前から建築されており庭樹等もあることを確認しました。

調査班では、少なくとも20年以上前から宅地となっているものと判断しており、委員会による非農地証明要件に合致するものと考えます。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第9号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明) 1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、次に、議案第10号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会証明) 1件について、現地調査済ですので報告願います。

(松本委員) 8番: 申請地は△△は板坂の応聖寺から西へ約180mのところ、△△は福伸電気(株) 田口工場の南約120mにあります。

現地では、田植等もされており作付されていることを確認しました。

現地調査を行ったところ特に問題ないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第10号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会証明) 1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、次に、議案第11号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可) 2件について、現地調査済ですので報告願います。

(松本委員) 1番: 申請地は、山崎公民館の北東約60mにあります。

現地では、管理されていることを確認しました。

事務局説明のとおり、小國家の来訪者用駐車場として転用するものです。

現地調査を行ったところ、特に問題ないと調査班では判断しました。

2番: 申請地は、旧JA兵庫西八千種支店から北へ約200mのところにあります。

現地では、他の農地より離れており駐車場に転用するのには問題ないことを確認しました。

事務局説明のとおり、〇〇さんの駐車場として転用するものです。

現地調査を行ったところ、特に問題ないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第11号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可) 2件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、次に、議案第12号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 1件について、現地調査済ですので報告願います。

(松本委員) 4番：申請地は、三木穴栗線沿いで大野鉄工所の西側にあります。

現地では、現在の駐車場の西側にあたり、転用するのに問題のないことを確認しました。

事務局説明のとおり、露天駐車場として転用するものです。

現地調査を行ったところ、特に問題ないと調査班では判断しました。よろしくご審議下さい。

(議 長) 議案第12号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、次に、議案第13号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(知事許可) 1件について、現地調査済ですので報告願います。

(松本委員) 5番：申請地は、大門公民館から東へ約200mのところにあります。

現地では、整地されているところはあるが、他の農地と分断されており転用するのに問題はないことを確認しました。

事務局説明のとおり、一般住宅として転用するものです。

現地調査を行ったところ、特に問題ないと調査班では判断しました。よろしくご審議下さい。

(議長) 議案第13号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(知事許可) 1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、次に、議案第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理) 1件について、現地調査済ですので報告願います。

(松本委員) 2番：届出地は、丸亀製麺福崎店の西に位置しています。
現地では、草刈等もされており管理されていることを確認しました。
事務局説明のとおり、美容院として転用するものです。
現地調査を行ったところ、特に問題ないと調査班では判断しました。よろしくご審議下さい。

(議長) 議案第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理) 1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。
議案第2号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(保留分)(知事許可) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第2号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(保留分)(知事許可) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第2号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(保留分)(知事許可) 1件について、県に進達することといたします。

(議長) 次に、議案第9号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第9号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11 : 反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第9号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明) 1件について、証明することといたします。

(議長) 次に、議案第10号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会証明) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第10号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会証明) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11 : 反対0]

(議長) 挙手全員ですので議案第10号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会証明) 1件について、許可することといたします。

(議長) 次に、議案第11号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可) 2件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第11号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可) 2件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 1 1 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第11号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可) 2件について、県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第12号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第12号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 1 1 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第12号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 1件について、県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第13号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(知事許可) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第13号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(知事許可) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 1 1 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第13号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(知事許可) 1件について、県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出
(委員会受理) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11 : 反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理) 1件について、受理することといたします。

報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑ありませんか。

<なし>

< 15 : 45 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・7月20日(水曜日) 15時00分から

| | |
|---------|-------|
| 署名 人 | 三木 勝博 |
| 署名 人 | 上延 英一 |